平成18年度 下京区運営方針を策定

下京区基本計画推進事業「下京門前町ルネッサンス」での下京門前市（フリーマーケット）の様子（昨年９月）

下京区役所ではこのほど、平成18年度下京区運営方針を策定しました。

これは、今年度の下京区のまちづくりと区役所の業務運営を進めるにあたり、区民の皆様とのパートナーシップにより進める事業や区役所が主体となって進める取組などを取りまとめ、広く公表するものです。運営方針では、「個性あふれるまちづくりの推進」と「区民サービスの向上と効率的な業務運営」を２つの基本方針に据え、今年度に取り組む主な事業や目標などを掲載しています。

運営方針は、下京区役所のホームページ（http://www.city.kyoto.jp/shimogyo/）でご覧いただけます。

個性あふれるまちづくりの推進

下京区のまちづくりの指針である「下京区基本計画」に掲げる施策や関連事業を実施していくことにより、町衆の活力が培ってきた下京の伝統をさらに発展させ、住民がいきいきと活動できる個性あふれるまちづくりを推進します。

区民サービスの向上と効率的な業務運営

区役所が、適正かつ公平な業務の執行はもちろんのこと、より満足度の高いサービスを区民の皆様に提供していけるよう努めるとともに、効率的で効果的な業務の推進に取り組みます。

問　総務課（☎371・7164）

◀『下京区基本計画』冊子

総務課でお配りしています。

下京区基本計画で目指す６つのまちの姿

①互いに尊重し助け合うまち
②次代を担うにぎわいのまち
③区民が輝く誇り高いまち
④快適に安心して住めるまち
⑤環境と共生するまち
⑥便利でうるおいにあふれるまち

「人権を考えるつどい」

指トークで深める異文化理解

下京区では、区民がお互いに尊重し合い、助け合いながら、いきいきと活動できるまちを目指して、「人権を考えるつどい」を開催します。

今回は、ヨルヨルさんによる指トークと講演を通じて、異文化理解をテーマに人権について考えます。

日時　5月25日（木）午後2時～3時30分

場所　池坊学園こころホール（室町通四条下る）

内容　指トークと講演「世界の中の私」―おしゃべり人形と異文化理解―

講師　ヨルヨル（金本悦子）さん（エンジェルワールド代表）

定員　200人　**申込み**　不要

問　まちづくり推進課（☎371・7170）

指トークとは？

ヨルヨルさんとヨルヨルさんが操る人形たちが、様々な言語（スペイン語・英語・ハングル・日本語）でおしゃべりを交わしながら、ストーリーが進行していきます。

「下京区民歴史探訪の会」参加者募集

山内一豊と千代ゆかりの地　長浜を訪ねて

山内一豊と千代が活躍した滋賀県長浜市などを訪ねます。長浜は、千代の内助の功もあり、一豊が始めて城主となって名をあげた舞台。長浜城跡地に建てられた歴史博物館をはじめ、２人のゆかりの地を訪ねて、湖北のまちを歩きます。

戦国時代の歴史ロマン溢れる長浜の地を訪ねてみませんか。

長浜城歴史博物館

日時　6月8日（木）

※午前8時30分に区役所出発・雨天決行

行き先　滋賀県長浜市他　**交通**　観光バス

対象　下京区民の方

定員　80人（申込多数の場合は抽選）

費用　1人6千円（昼食代込み）

申込み　往復はがきに、住所・氏名・年齢・電話番号を記入のうえ（返信用にも住所・氏名を記入のこと）、〒600-8588下京区役所まちづくり推進課歴史探訪係まで

※1通で2人まで申込可（氏名などを連記）

締切り　5月24日（水）必着

問　まちづくり推進課（☎371・7170）

児童手当

支給対象を小学校6年生までに拡大・所得制限を緩和しました

4月1日から、児童手当の支給対象児童が「小学校3年生まで」から「小学校6年生まで」に拡大されたことに併せて、別表のとおり所得制限が緩和されました。この改正により、これまで受給できなかった方でも受給できる場合がありますので、対象の方は請求にお越しください（公務員の方は職場で手続きしてください）。制度改正により新たに支給対象となった児童に対しては、9月末までに請求があれば、4月分から支給します。

請求が必要な方

●下表の改正後の所得制限を満たす、小学校新5・6年生の児童を養育している方（その児童の弟や妹の分を受給中の方も改めて請求が必要）

●所得制限の緩和により新たに児童手当を受給できるようになった、新4年生以下の児童を養育している方

※現在、受給中の方は請求不要（新4年生の児童を養育している方を含む）

支給月額

1・2人目の児童　5千円

3人目以降の児童　1万円

請求に必要なもの

通帳等銀行口座（請求者名義で市内の店舗のもの）が確認できるもの（郵便貯金を除く）、印鑑、請求者の健康保険証

※扶養親族が1人増すごとに38万円を加算

※老人扶養親族1人につき6万円を加算

問　福祉介護課児童手当担当（☎371・7216）

扶養家族の数	改正前		改正後	
	国民年金加入者または年金無加入者	厚生年金または各種共済組合の加入者	国民年金加入者または年金無加入者	厚生年金または各種共済組合の加入者
0	301万円	460万円	460万円	532万円
1	339万円	498万円	498万円	570万円
2	377万円	536万円	536万円	608万円
3	415万円	574万円	574万円	646万円

65歳以上の方へ

市・府民税の制度改正による平成18年度国民健康保険料への影響

平成18年度から、税制改正の影響により、65歳以上の方が属する世帯の国民健康保険料が増加することがあります。

なお、公的年金等控除額の縮小分については、経過措置が適用されます。詳しい内容については、5月中旬に国保加入世帯にお送りする「こくほだより」をご覧ください。

問　保険年金課資格担当（☎371・7252）

●配偶者を扶養する、65歳以上の年金所得者（2人世帯）の場合の試算

年金収入額	市・府民税の課税状況		国民健康保険料（年額）	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
200万円	非課税	非課税	117,880	121,490
250万円	非課税	課税	154,560	182,360
300万円	非課税	課税	183,910	232,910
	課税	課税	220,690	

※モデルケースのため、実際の保険料額とは異なります

私道の舗装・補修工事を助成します

私道の舗装や補修の工事に対する助成の申請を受け付けます。助成を受けるには、いくつかの条件がありますので、まちづくり推進課などで配布する手引きをご覧のうえ、お問い合わせください。なお、生活保護法による被保護者など一定の要件を満たす場合には、特別措置の制度がありますのでご相談ください。

申請期間　5月16日（火）～8月31日（木）

問・**申請**　南部土木事務所（南・東九条下殿田町70-2　☎691・3158）